



# 鳥取県公報

平成 30 年 8 月 24 日 (金)  
号外第 74 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 選管規則	鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則の一部を改正する規則 (2) . . . . . 2
◇ 教委規則	鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則 (7) (教育人材開発課) . . . . . 5 鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則 (8) (高等学校課) . . . . . 6
◇ 教委告示	平成31年度鳥取県立高等学校募集生徒数 (13) (〃) . . . . . 7

## 選挙管理委員会規則

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8 月 24 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

### 鳥取県選挙管理委員会規則第 2 号

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則(平成 6 年鳥取県選挙管理委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第 2 号 (第 2 条関係)</p> <p style="text-align: center;">ビラ作成契約届出書</p> <p>次のとおりビラの作成の契約を締結したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日執行 選挙 ( <u>          </u> 選挙区)</p> <p style="text-align: center;">候補者 氏 名 (印)</p> <p style="text-align: center;">鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">略</div> <p>注 略</p>	<p>様式第 2 号 (第 2 条関係)</p> <p style="text-align: center;">ビラ作成契約届出書</p> <p>次のとおりビラの作成の契約を締結したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日執行 選挙</p> <p style="text-align: center;">候補者 氏 名 (印)</p> <p style="text-align: center;">鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">略</div> <p>注 略</p>
<p>様式第 5 号 (第 3 条関係)</p> <p style="text-align: center;">ビラ作成枚数確認申請書</p> <p>次のビラ作成枚数につき、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第 9 条の規定による確認を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日執行 選挙 ( <u>          </u> 選挙区)</p> <p style="text-align: center;">候補者 氏 名 (印)</p> <p style="text-align: center;">鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">略</div> <p>注 略</p>	<p>様式第 5 号 (第 3 条関係)</p> <p style="text-align: center;">ビラ作成枚数確認申請書</p> <p>次のビラ作成枚数につき、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第 9 条の規定による確認を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日執行 選挙</p> <p style="text-align: center;">候補者 氏 名 (印)</p> <p style="text-align: center;">鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">略</div> <p>注 略</p>
<p>様式第 8 号 (第 3 条関係)</p> <p>確認番号           ビラ作成枚数確認書</p> <p>鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙</p>	<p>様式第 8 号 (第 3 条関係)</p> <p>確認番号           ビラ作成枚数確認書</p> <p>鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙</p>

運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第9条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、基準枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

記

1 年 月 日執行 選挙 (            選挙区)

2・3 略

注 略

様式第11号 (第5条関係)

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (            選挙区)

候補者 氏 名 印

記

略

注 略

様式第13号 (第6条関係)

その1 略

その2

請求書

(ビラの作成)

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

氏名又は名称  
及び住所並び  
に法人にあっ  
ては代表者の  
氏名 印

記

1・2 略

3 年 月 日執行 選挙 (            選挙区)

4 略

振込先 略

注 略

(別紙) 略

その3 略

運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第9条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、基準枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

記

1 年 月 日執行 選挙

2・3 略

注 略

様式第11号 (第5条関係)

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者 氏 名 印

記

略

注 略

様式第13号 (第6条関係)

その1 略

その2

請求書

(ビラの作成)

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

氏名又は名称  
及び住所並び  
に法人にあっ  
ては代表者の  
氏名 印

記

1・2 略

3 年 月 日執行 選挙

4 略

振込先 略

注 略

(別紙) 略

その3 略

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

# 教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8月24日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

## 鳥取県教育委員会規則第7号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表（第3条関係）							別表（第3条関係）						
1 高等学校							1 高等学校						
名 称	課 程 名	学 科 名		修 業 年 限	収 容 定 員	所 在 地	名 称	課 程 名	学 科 名		修 業 年 限	収 容 定 員	所 在 地
略							略						
鳥 取 工 業 高 等 学 校	全 日 制 課 程	略				略	鳥 取 工 業 高 等 学 校	全 日 制 課 程	略				略
		理 数 工 学 学 科	理 数 工 学 学 科	3 年	<u>38人</u>				理 数 工 学 学 科	理 数 工 学 学 科	3 年	<u>76人</u>	
略							略						
米 子 西 高 等 学 校	全 日 制 課 程	普 通 学 科	普 通 科	3 年	<u>920人</u>	略	米 子 西 高 等 学 校	全 日 制 課 程	普 通 学 科	普 通 科	3 年	<u>960人</u>	略
略							略						
2 略							2 略						

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8 月 24 日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

**鳥取県教育委員会規則第 8 号**

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則（平成元年鳥取県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(実施校)				(実施校)			
第 2 条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。				第 2 条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。			
高等学校名	課程名	学科名		高等学校名	課程名	学科名	
鳥取東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	鳥取緑風高等学校	定時制課程	総合学科	
		理数学科	理数科			略	
鳥取緑風高等学校	定時制課程	総合学科		鳥取緑風高等学校	定時制課程	総合学科	
略	略	略		略	略	略	
米子東高等学校	略	普通学科	普通科	米子東高等学校	略	略	
		普通学科	普通科			定時制課程	普通学科
米子西高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	米子西高等学校	全日制課程	普通学科	普通科
略	略	略		略	略	略	

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日前から引き続き鳥取東高等学校の全日制課程普通学科普通科若しくは理数学科理数科又は米子西高等学校の全日制課程普通学科普通科に在学している者（同日以後に編入学、転入学等によりこれらの者と同一の学年に在学することとなる者を含む。）については、改正後の鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の規定は、適用しない。

# 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第13号

平成31年度鳥取県立高等学校募集生徒数を次のとおり定める。

平成30年8月24日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

### 1 全日制課程

高等学校名	学 科 名	募集生徒数	
鳥取東高等学校	普通学科 普通科	} 280人	
	理数学科 理数科		
鳥取西高等学校	普通学科 普通科	280人	
鳥取商業高等学校	商業学科 商業科	190人	
鳥取工業高等学校	工業学科	機械科	38人
		電気科	38人
		制御・情報科	38人
		建設工学科	38人
鳥取湖陵高等学校	農業学科	食品システム科	38人
		緑地デザイン科	38人
	工業学科	電子機械科	38人
	家庭学科	人間環境科	38人
	情報学科	情報科学科	38人
青谷高等学校	総合学科	114人	
岩美高等学校	普通学科 普通科	114人	
八頭高等学校	普通学科 普通科	280人。 ただし、探究文科コース、探究理科コース、総合コース計240人、体育コース40人とする。	
智頭農林高等学校	農業学科	ふるさと創造科	} 80人
		森林科学科	
		生活環境科	
倉吉東高等学校	普通学科 普通科	200人	
倉吉西高等学校	普通学科 普通科	120人	
倉吉農業高等学校	農業学科	生物科	38人
		食品科	38人
		環境科	38人
工業学科	機械科	38人	

倉吉総合産業高等学校		電 気 科	38人
	商 業 学 科	ビ ジ ネ ス 科	38人
	家 庭 学 科	生 活 デ ザ イ ン 科	38人
鳥取中央育英高等学校	普 通 学 科	普 通 科	160人。 ただし、普通コース120人、体育コース40人とする。
米子東高等学校	普 通 学 科	普 通 科	320人。 ただし、生命科学コース40人、普通コース280人とする。
米子西高等学校	普 通 学 科	普 通 科	280人
米子高等学校	総 合 学 科		152人
米子南高等学校	商 業 学 科	ビ ジ ネ ス 情 報 科	114人
	家 庭 学 科	生 活 文 化 科	38人。 ただし、環境文化コース18人、調理コース20人とする。
米子工業高等学校	工 業 学 科	機 械 科	38人
		電 気 科	38人
		情 報 電 子 科	38人
		環 境 エ ネ ル ギ ー 科	38人
		建 設 科	38人。 ただし、土木コース、建築コース各19人とする。
境高等学校	普 通 学 科	普 通 科	200人
境港総合技術高等学校	水 産 学 科	海 洋 科	38人
		食 品 ・ ビ ジ ネ ス 科	38人
	工 業 学 科	機 械 科	38人
		電 気 電 子 科	38人
	福 祉 学 科	福 祉 科	38人
日野高等学校	総 合 学 科		76人
(全日制課程 計)			3,986人

## 2 定時制課程

高等学校名	学 科 名	募集生徒数	
鳥取緑風高等学校	総 合 学 科	90人。 ただし、夜間20人、夜間以外70人とする。	
倉吉東高等学校	普 通 学 科	普 通 科	40人

米子東高等学校	普通学科	普通科	30人
米子白鳳高等学校	総合学科		60人
(定時制課程 計)			220人

## 3 通信制課程

高等学校名	学 科 名		募集生徒数
鳥取緑風高等学校	普通学科	普通科	約80人
米子白鳳高等学校	普通学科	普通科	約80人
(通信制課程 計)			約160人